

横須賀市電力の調達に係る環境配慮方針（抜粋）

表1 環境評価項目に関する評価基準表

項目		区分	配点
基本項目	1 kWh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.375 未満	70
		0.375 以上0.400 未満	65
		0.400 以上0.425 未満	60
		0.425 以上0.450 未満	55
		0.450 以上0.475 未満	50
		0.475 以上0.500 未満	45
		0.500 以上0.525 未満	40
		0.525 以上0.550 未満	35
		0.550 以上0.575 未満	30
		0.575 以上0.600 未満	25
		0.600 以上	0
	未利用エネルギーの活用状況 ※2	活用している	10
		活用していない	0
	再生可能エネルギーの導入状況 ※3	8.00%以上	20
5.00%以上 8.00%未満		15	
2.50%以上 5.00%未満		10	
0%超 2.50%未満		5	
導入していない		0	
加点項目	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組 ※4	取り組んでいる	5

◎基本項目の評価対象年度について実際の入札に当たっては、把握できる最新年度実績を用いるものとする。

※1 1 kWh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された最新の電気事業者全体の調整後排出係数）とする。

なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を把握できる最新年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値。

- ① 把握できる最新年度の自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
- ② 把握できる最新年度の他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
- ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、環境評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

$$\begin{aligned} & \text{(算定方式)} \\ & \text{把握できる最新年度の再生可能} \\ & \text{エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{把握できる最新年度の再生可能エネルギー電気の} \\ & \text{利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100 \end{aligned}$$

再生可能エネルギーとは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23 年法律第 108 号) において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームペー

ジ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。